

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山北地区	令和3年3月31日	令和2年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	572ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	306ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	143ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ2ha存在する。	

注1:④についてはR2年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、津山北地区では119ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

■担い手について

津山北地区の担い手については、西田辺以外の地区は地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。西田辺は新規就農者や営農組織、または中間管理機構の受入先に管理を委ねることを考えている。

■作物の作付けについて

津山北地区の担い手については、西田辺以外の地区は地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。西田辺については耕作者又は営農組織などに管理及び作付けを任せることを考えている。

■基盤整備について

津山北地区については、西田辺以外の地区は地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。西田辺については、基盤整備を行わず現状を維持することを考えている。

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1252筆、1,079,666㎡となっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付希望面積(㎡)
1	一宮	72	41,981
2	東一宮	87	76,152
3	東田辺	79	82,359
4	西田辺	112	129,512
5	山方	158	118,115
6	下横野	271	272,278
7	大篠	228	200,201
8	上横野	245	159,065
	計	1,252	1,079,663